

企業評価の高度化

平成29年7月3日

金融庁 地域金融企画室

日下 智晴

金融行政の変遷

平成11年 7月 金融検査マニュアル公表

14年 10月 金融再生プログラム

⇒ 地域金融機関の不良債権処理については、主要行とは異なる特性を有するリレーションシップバンキングのあり方を多面的な尺度から検討

15年 3月 リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム(15～16年度)

⇒ 中小企業の再生と地域経済の活性化を図るため各種の取組みを進めることによって、不良債権問題も同時に解決。リレーションシップバンキングの機能強化計画の提出

15年 6月 事務ガイドラインの改正

⇒ リレーションシップバンキングの機能の一環として行うコンサルティング業務等取引先への支援業務が付随業務に該当することを明確化

17年 3月 地域密着型金融の機能強化に関するアクションプログラム(17～18年度)

19年 4月 地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について(金融審議会第二部会報告)

19年 8月 地域密着型金融の推進に関する監督指針の策定 ⇒ 恒久的な枠組みへ

20年 9月 リーマンショック

21年 12月 中小企業金融円滑化法(二度の延長を経て、25年3月に終了)

23年 5月 監督指針の改正 ⇒ 地域密着型金融をビジネスモデルとして確立

25年 9月 金融モニタリング基本方針 ⇒ 事業性評価にかかるモニタリングの開始

27年 9月 金融行政方針

事業性評価モニタリング

《従前の検査(モニタリング)手法》

資産査定中心の健全性評価

立入検査(オンサイト・モニタリング)における個別の資産査定を中心に金融機関の健全性を評価

金融機関の融資は、企業の財務データ、担保・保証に必要以上に依存する傾向

金融機関全体のリスク分析に基づく健全性評価

借り手の事業内容等の適切な評価に基づく融資の促進

① 資産査定における金融機関の判断の尊重

- 25事務年度は、小口の資産査定について、金融機関の判断を極力尊重
- 26事務年度以降は、金融機関の健全性に影響を及ぼす大口与信以外の資産査定について、原則として金融機関の判断を尊重(金融モニタリング基本方針に明記)

② 事業性評価に基づく融資の促進

- 25事務年度は、地域銀行が取引先企業の事業を適切に評価できているかについて個別事例に基づき銀行と議論
- 26事務年度以降は、地域銀行が事業を適切に評価し企業の活性化にいかに取り組んでいるかを検証し、銀行の態勢の強化を促進
- 28事務年度は、事業性評価モニタリングの専門チームを組成して、地域金融機関に対する継続的なモニタリング態勢を整備

金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

目指す姿

■ 金融仲介機能の十分な発揮を促す。

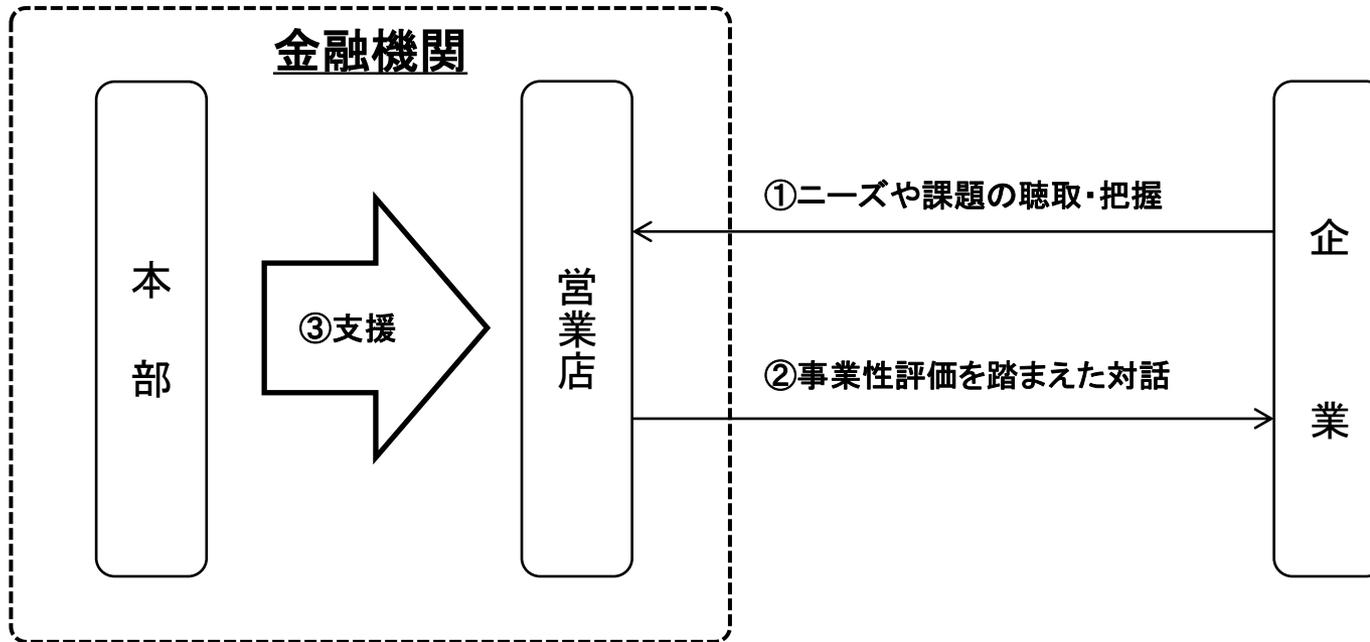
- 我が国産業・企業のグローバルな「稼ぐ力」を金融面から支援すること
- 担保・保証に依存する融資姿勢を改め、**事業に対する目利き力を高めるとともに地方創生に貢献すること**
- 民間金融と公的金融がより補完的な関係を構築し、**企業・経済の持続的成長と国民の厚生を増大に貢献すること**

■ 金融システムの健全性を維持する。

- 市場混乱時や景気の下降局面において、金融機関が企業・経済を十分に支えられること
- 人口減少や高齢化の進展、IT技術の急速な進展に適切に対応し、我が国金融業が将来にわたり質の高いサービスを提供出来ること（持続可能なビジネスモデルの構築）

企業に評価される金融機関の取組み

- 企業から評価される金融機関の取組みには、共通の特徴がみられる。
- 本部を含めた組織全体として、企業との課題の共有を図る仕組みを構築。



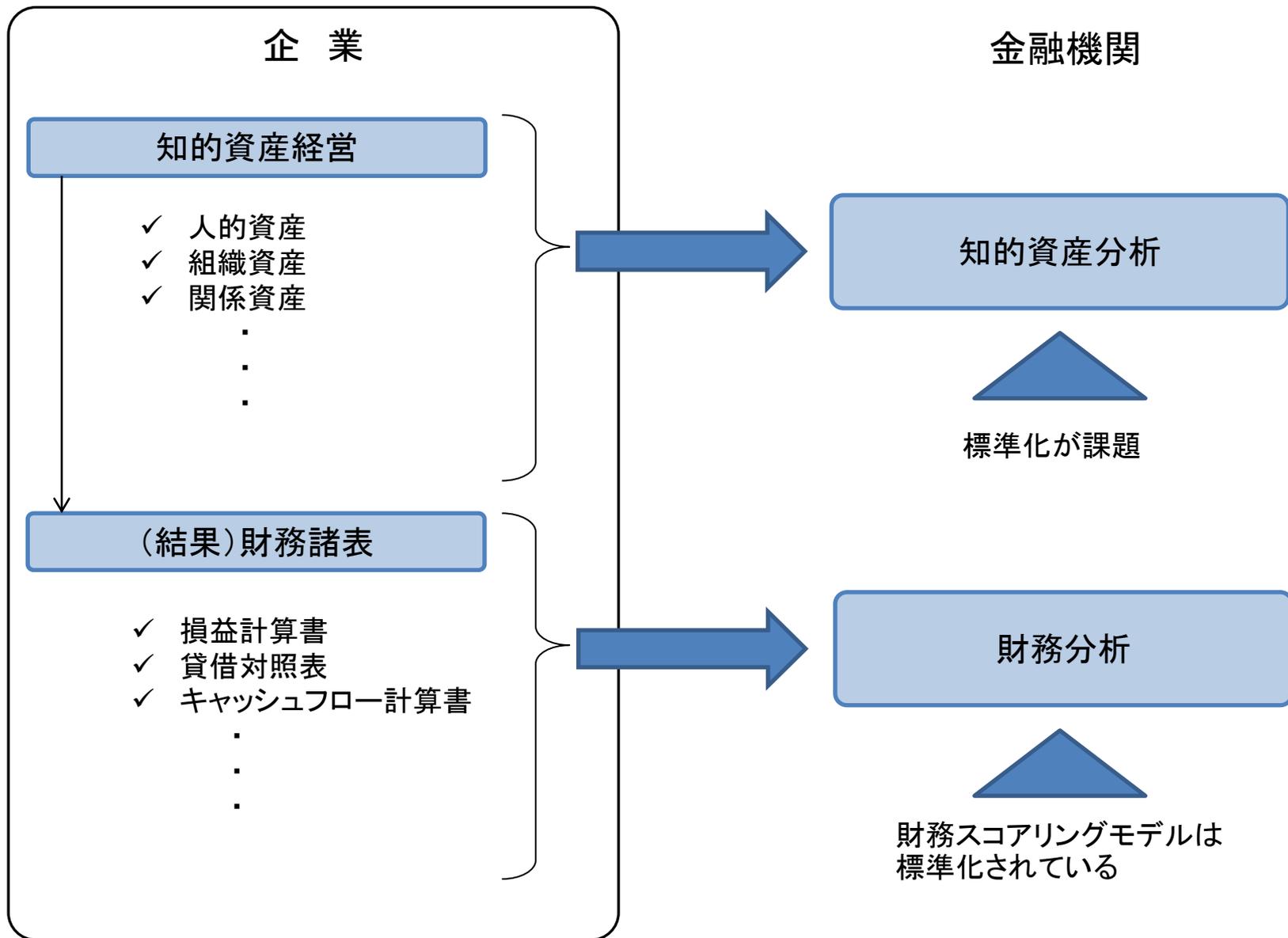
共通の特徴

- ① 顧客のニーズや経営課題の把握において、独自の仕組みを構築している
- ② 事業性評価を顧客に開示する等、顧客との課題共有のための対話を実施している
- ③ 顧客への支援を、営業店任せではなく本部が積極的に関与・サポートしている

その他の特徴的な取組み

- 顧客支援のための業績・人事評価によるインセンティブの向上
- 事業性評価に係る人材育成の充実

企業の知的資産経営と金融機関の事業性評価



事業性評価に基づく融資のプロセス

